

「神奈川県再犯防止推進計画【第2期】(素案)」に関する意見募集の結果及びこれに対する県の考え方

参考資料 1

意見内容区分 1 ; 計画の概要 2 ; 本県における再犯防止を取り巻く状況 3 ; 施策の展開 4 ; 計画の推進体制 5 ; 資料 6 ; その他

意見反映区分 A : 新たな計画案に反映しました。(ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます)
 B : 新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。
 C : ご意見の趣旨は今後の取組の参考とします。
 D : 反映できません。
 E : その他(感想・質問等)

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、計画のページを記載しています。
1	1	1ページ目、第1章計画の概要(2)②国第一次推進計画および第二次推進計画の動向5行目で、第一次再犯防止推進計画(以下「国第一次推進計画」という。)とありますので、最終行の「国第一次再犯防止推進計画下における」を「国第一次推進計画下における」に修正するのがよいと思います。	A	1ページの記載に反映しました。 (変更前)国第一次再犯防止推進計画下における (変更後)国第一次推進計画下における
2	1	ヒアリングでの意見は3章5(1)と同6(1)にて触れられているが、他の意見もあれば総括的でもいいので、この項目または「計画の改定経緯」でどのような意見があったのか紹介をした方が良いのではないか【第1章1(3)③】	A	ヒアリングの結果につきましては、第3章5(1)及び第3章6(1)の現状と課題において主な意見として記載しています。
3	3	一般的に地域住民は、更生保護についてあまり馴染みがないのが現状です。民生委員や市町村社協など地域の関係者の理解を得ながら再犯防止の取り組みを強化するとともに、福祉分野の担い手同様に人手不足が言われている保護司の確保を進めていくためにも、より一層の地域関係者への周知、広報活動を期待しています。	A	43ページの【保護司適任者確保に係る取組に対する支援】及び49ページの【保護司活動の広報・啓発への支援】に取り組むことで、保護司の確保を支援してまいります。
4	3	更生保護施設では施設退所に備えて住居確保、就労先の確保、適切な医療や福祉サービスの利用等、様々な調整が必要となっています。今後は、退所後に利用するサービスや事業所との連携をより一層深めるとともに、行政としても組織を横断しての府内連携を進めるなど、再犯防止に向けた重層的な関わりが求められています。	B	43ページ記載の「神奈川県再犯防止推進会議」では、再犯防止に関わる取組を行っている各所管課がオブザーバーとして参加し、府内の連携を図っています。ご意見をふまえ、今後より一層連携を図ってまいります。
5	3	刑余者が、障害者福祉施設や高齢者福祉施設などを利用する場合が増えていますが、これらの福祉施設での支援に加え、地域生活定着支援センターなど専門性のある支援機関が必要に応じて巡回訪問を行うなど、断続的な形であっても伴走的に本人に関わり続けられるような仕組みを講じることが、再犯防止につながると考えられます。本県独自の再犯防止施策として、支援体制づくりに取り組んでいただきたいと考えます。	A	29ページに具体的な施策を記載しました。 (変更後)○矯正施設退所者を受け入れた施設等に対して、本人に対する処遇や本人の福祉サービス等の利用に関する助言等を行うことで、福祉関係機関等をフォローし、本人の地域生活への定着を図ります。

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、計画のページを記載しています。
6	3	計画素案では適切な帰住先の確保が課題として挙げられていますが、刑余者は住宅を確保するうえで壁があります。今般、国において生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の見直しが行われているところですが、住宅確保要配慮者には刑余者が含まれており、住まいの確保から退去時の支援まで、切れ目がない支援体制を構築することや、住宅施策を活用した居住支援の仕組みを充実させる必要があると考えます。	A	刑余者を含む住宅確保要配慮者に対し、住宅施策を活用した居住支援を行うことは重要であると認識しています。 26ページに記載があるとおり、刑余者を含む不安定な居住状態にある方に対して、住居探しから入居後定着するまでの一貫した支援を提供することで、生活再建を後押しします。
7	3	第2期計画において当事者目線の意見を計画に反映していることは大切であると思う。罪を犯した者等の目線だけでなく、身近な存在として協力している民間協力者の目線からの意見（民間協力者が支援を続けていくためにはどのような支援が必要とされているのか）が具体的に含まれているとより良いのではないかと感じます。	B	神奈川県再犯防止推進会議等において、民間協力者の方に必要な支援について、ご意見を伺いながら改定計画を作成しています。
8	3	市町村とのネットワークの構築をあげておられるが、罪を犯した者等が安心して暮らしていくためには、基礎自治体が実施している行政サービスに照らして必要な情報を速やかに共有していただくことが欠かせないと考えます。国、県、市町村でそれぞれが果たすべき役割を明確にしつつ、協力しながら再犯防止に取り組む体制が一層進むことを期待しています。	E	52ページに記載の意見交換会及び研修会等において、市町村担当者との情報共有に努めるとともに、引き続き、関係機関の連携を図り、再犯防止の取組を推進してまいります。
9	3	23ページ目の「神奈川県就労支援者機構」コラムのように関係機関・団体の紹介は基本的に県としての立場ではなく、その機関・団体が書いているというスタンスと思われるが、その切り分けが分かりにくいで「～記載」といったようなものを文末等に付けた方が分かりやすいのではないか	A	各取組事例につきましては、基本的に、実施主体である機関等が記載しています。実施主体がわかりにくい取組事例のタイトルに実施主体を加筆しました。
10	3	57ページ目からの入口支援の特集ページは流れからすると、3章2（1）の後にした方が分かりやすいのではないか	E	入口支援は、高齢者・障害者のみならず、様々な方を対象としていることから、第3章の最後にまとめて掲載しています。
11	3	物質依存・行動依存共に、起訴猶予になった者、略式裁判を受けた者、執行猶予判決を受けた者については、入口支援が必要だと考えられますが、これらの者に対する「三次予防」が全くなされていないのが現状です。福岡県のように薬物依存者に対するアウトリーチをするのが困難であっても、アディクションを克服したいと考えた対象者に対して、「息の長い支援」をする体制の整備をお願いします。 特に、薬物依存、性依存、クレプトマニア等については、犯罪を繰り返すと、そのまま刑務所に入ることになり、社会からの孤立を深める可能性が高いので、新たな被害者を生まないためにも、入口支援が特に効果的であると考えられます。	A	ご意見の「アディクションを克服したいと考えた対象者に対して“息の長い支援”をする体制整備」につきましては、33ページの【県と関係機関の連携による薬物依存症者への支援】に含めて、記載しています。

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、計画のページを記載しています。
12	3	<p>精神障害・発達上の課題を有する方が加害者側になる事案もあるため、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して」の精神を踏まえ、「障害者のみならず、誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現」を目的として、こうした方々への「息の長い支援」をする体制の整備が必要だと思います。</p> <p>また、今後、認知症の方による犯罪が益々増加することが見込まれます。</p> <p>こうした事案では、横浜地検の社会福祉アドバイザー（PSW）が、つなぎ先との調整を行うことが多いのですが、神奈川県内の複数の福祉機関から「うちでは犯罪者を受入れることはできません」と言われて受入れを拒否されることや、犯罪を犯した住居不定の永住者である外国人について、住民登録のある自治体の窓口で、生活保護の受給申請を拒否されることもあるのが現状です。</p> <p>各自治体や福祉の窓口におけるこうした対応がなくなるよう、各自治体の職員等に対する啓発活動を推進していくとともに、検察庁で入口支援をしている意義（横浜地検HP掲載の「検察庁における入口支援の取組」の資料）について、各自治体の窓口担当者に対する周知をお願いしたいですし、検察庁が刑事処分後・判決後に対象者に関与をし続けることはできませんので、「息の長い支援」をする体制の整備をお願いします。</p>	A	ご意見の「各自治体の職員等に対する啓発活動の推進」や「入口支援の周知」を行う場として、第3章6（1）に市町村職員を対象にした研修等を位置付けています。引き続き、研修会等を行うことで、再犯防止に関する取組に対する理解促進に努めてまいります。
13	3	<p>既に多くの自治体において、犯罪をした者等を対象とした相談窓口の設置をして、再犯防止に向けた相談対応を行っています。</p> <p>「息の長い支援」をするためには、継続的な相談支援が不可欠だと思いますし、神奈川県地域生活定着支援センター（神奈川県内における唯一の「ワンストップ」）は、令和3年度より、入口支援業務（被疑者等支援業務）も担うこととなっています。</p> <p>58ページで、神奈川県地域定着支援センターを紹介していただいていますが、神奈川県地域定着支援センターの人的・物的体制を更に拡充していただき、福岡県の「立ち直りサポートセンター」のように、①高齢者、②障害者、③無資産・住所不定者、④依存症者を支援対象者とする、包括的な入口支援の体制を整備していただくようお願いします。</p>	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
14	3	神奈川県庁のHP等で、神奈川県地域生活定着支援センターにおける「相談支援業務」の対象者が「矯正施設退所者本人又はその関係者」だけではないことを広く周知するなどの情報共有をお願いします。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、計画のページを記載しています。
15	3	<p>神奈川県地域定着支援センターとは別に、神奈川県内の各地域を管轄する福祉支援が必要な人を対象とする相談支援機関の設置のご検討をお願いします。</p> <p>ここで、千葉県の取組をご紹介します。千葉県においては、地域生活定着支援センターとは別に、平成16年に「対象者を限定しない分野横断的な総合相談支援機関である「中核地域生活支援センター」事業を行っており、公募によって選考された社会福祉法人やNPO 法人が千葉県と委託契約を結んで、千葉県内の広域福祉圏（保健所の所管区域）ごと13か所に事業所を設置しています。</p> <p>中核支援センターは、あくまでも課題解決のための受け皿機関ではなく、社会資源に繋ぐための寄り添い型のコーディネート機関ですが、対象者・課題の種別限定していないことから、犯罪をした人等も利用でき、それらの人が社会復帰する上で大きな成果を上げているとのことです。神奈川県でも千葉県のような取組みをしていただけるようご検討願います。</p>	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
16	3	薬物等の依存者が罪を犯した場合に効果的な「三次予防」を実現するためには、検察庁と県立精神医療センター等の医療機関の連携を強化する必要があるかと思います。	A	<p>ご意見につきましては、32ページの【横浜地方検察庁と連携した相談機関の周知】や33ページの【県と関係機関の連携による薬物依存症者への支援】に含めて記載しています。</p> <p>検察庁へ医療機関の情報を提供することで、連携してまいります。</p>
17	3	薬物等の依存者が罪を犯した場合に効果的な「三次予防」を実現するためには、福岡県のように地域生活定着支援センターをつなぎ機関として活用して、医療機関等の社会資源につなぐ体制を整備するのがよろしいかと思いますので、体制の整備をお願いします。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
18	3	神奈川県の委託により県立精神医療センターが運営・管理している「かながわ依存症ポータルサイト」は、非常に秀逸な内容であると考えておりますので、入口支援が必要な依存症者本人がこのサイトにアクセスしたいと思うようなリーフレット等（横浜地検から配布できるもの）の作成をお願いします。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
19	3	保健機関において、罪を犯した薬物依存者に対する継続的なカウンセリングや心理療法等を実施できる心理職を養成していただくようお願いします。	B	県で行っている人材育成研修のほか、依存症対策全国センターをはじめとした関係機関で行われている依存症対策に係る研修の周知、取りまとめをしています。そういうた取り組みを通じ、専門職の養成に協力してまいります。

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、計画のページを記載しています。
20	3	<p>性依存の問題を抱える者等による犯罪は、新たな被害者を生むことになるだけでなく、よりエスカレートしていくことで深刻な犯罪に結びつく可能性もあります。</p> <p>前述の福岡県だけでなく、大阪府や茨城県でも、法務省の地域再犯防止推進交付金を活用するなどして、性依存の問題を抱える者等に対する心理カウンセリング支援などの支援体制を構築しているものと承知しています。</p> <p>神奈川県は、性依存を扱うことができる専門病院（大石クリニック）があるほか、聖マリアンナ医科大学の安藤久美子准教授（精神科医師・公認心理師）が性犯罪治療プログラム「SPIRITS」のオンライン研修を実施するなど、社会資源に恵まれた環境にありますので、これらの機関との連携を強化して、対象者を医療機関につないだり、薬物依存者に対するそれと同様に同プログラムを実施するとのできる心理職を養成するなど、効果的で継続的な支援ができる体制の構築をお願いします。</p>	A	ご意見の「性依存を扱うことができる機関等との連携強化等」につきましては、39ページの【性犯罪をした者への対応】に含めて記載しています。 まずは、性犯罪プログラムを実施している機関の実態把握から進めてまいります。
21	3	<p>民間協力者が果たす役割の重要性から、地域で再犯の防止等に資する取組を行うNPO法人、社会福祉法人、企業、弁護士、社会福祉士や、自らの社会復帰経験に基づいて相互理解や支援をし合う自助グループといった民間協力者の把握に努めるとともに、そうした民間協力者を積極的に開拓し、より一層の連携を図ることは、今後、益々重要になってくると考えられます。</p> <p>民間協力者の把握・開拓・連携により一層取り組んでいただくとともに、再犯防止に関する民間の支援者の養成をお願いします（東京都「令和5年度再犯防止に関する研修会」の資料のとおり、東京都では、再犯防止に関するオンライン研修会（定員200名）を年に2回実施しています）。</p>	A	ご意見の「民間協力者の把握・開拓・連携」につきましては、43ページに記載の施策により、自助グループの活動支援を行うとともに保護司の担い手確保に協力するほか、49ページに記載の県ホームページを活用した取組を通して、保護司や自助グループ等の民間協力者の取組を広く周知し、より一層連携を図ってまいります。
22	3	<p>東京都は、再犯防止のポータルサイト（リスタ！NET）を開設して、再犯防止に関する様々な情報を集約し、相談先・相談内容の具体例のほか、再犯防止の基礎知識や社会復帰を支える関係機関・団体等の活動等を紹介していますし、北海道、秋田県、栃木県、東京都、愛知県、京都府、島根県、福岡県等多数の都道府県では、ハンドブック、リーフレット、パンフレットなどを作成して、再犯防止に関わる相談先等の周知を図っています。</p> <p>様々な生きづらさを抱えた方々（高齢者、精神障害・発達上の課題等を有する方、生活困窮者など、依存症以外の方々）が、犯罪からの立ち直りを決意した場合に、インターネット上で相談先や支援事例を含む必要な情報を入手できるようなサイトを作成していただくようお願いします。</p>	A	ご意見の「インターネット上で相談先等、必要な情報を入手できるようなサイトの作成」につきましては、49ページの【ホームページにおける再犯防止の取組の周知】に記載しており、今後、様々な機関や団体の取組を県ホームページに掲載するよう進めてまいります。

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、計画のページを記載しています。
23	3	57ページの6行目以下で「実に約87%の被疑者・被告人が刑務所等の矯正施設に収容されることなく釈放され」とあるのに対し、59ページの6行目以下で「その9割以上は、不起訴処分となったり、裁判の結果、罰金刑や執行猶予判決を受けたりして、刑務所に収容されることなく」と記載されており、釈放された者の割合の整合性が取れていないので、両方の数字を「約9割」とした方がいいのではないかと思います。	A	57ページの記載に反映しました。 (変更前) 約87% (変更後) 約9割 59ページの記載に反映しました。 (変更前) 9割以上 (変更後) 約9割以上
24	3	59ページの30行目以下で、重複する表現等があるので、次のとおり「また、犯罪を犯した者等への支援の実行性を高めるため、相談・支援連携の拠点を構築することや、国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組の促進が求められており、国・地方公共団体及び民間協力者等の連携を更に強固にすることが必要です。検察庁は、今後も地方公共団体等の関係機関と連携し、協働して社会復帰支援を行っていきます。」との記載にしていただきをお願いします。	A	57ページの記載に反映しました。
25	4	国の第二次計画では、再犯防止策の効果検証の充実と検証結果等を踏まえた施策の推進をする必要があるとされていますが、現状では、施策番号ごとに、県がどのような具体的な施策を講じ、どのような取組実績があり、どのような効果が上がったのかの検証が困難であると言わざるを得ません。 今後は、エクセル等で「進行管理シート」を作成して、施策番号ごとに、関連する施策、関連する事務事業の概要、取組実績を記載した上で、達成度を評価する方法を採用していただくようお願いします（川崎市の再犯防止推進会議ではこの方法効果検証をしていることを付言します。）。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
26	6	38ページの2段落目3行目に見え消しになってしまっているものがあったので、修正途中のものがないかご確認いただきたい。	A	38ページの該当箇所について、取り消し線を削除しました。